

# 合併協議会開催状況

平成15年3月28日(金) 午後1時30分から

東予市総合福祉センター1・2階会議室

## 報告事項

- 報告第25号 新市名候補選定小委員会報告について
- 報告第26号 新市の事務所の位置検討小委員会報告について
- 報告第27号 新市建設計画策定小委員会報告について

## 議決事項

- 議案第8号 平成14年度歳入歳出補正予算(第2号)について
  - \*合併協議会運営補助金(県補助)が一七〇万円増額されたことに伴い、補正予算を計上し、原案のとおり可決されました。
- 議案第9号 平成15年度事業計画について
- 新市建設計画の策定
  - 新市建設計画策定小委員会の開催
- 合併協定項目の協議
  - 合併協議会における協議項目について、順次協議を行う
- 事務事業一元化業務及び例規集整備業務の実施
  - 行政全般にわたる調整及び例規集の整備
- 協議会、小委員会、幹事会及び専門部会の開催

●協議会は、8回の開催を予定

●小委員会は、随時開催を予定

●幹事会は、20回の開催を予定

●専門部会は、各部会毎に随時開催を予定

●必要な情報の収集及び調査・研究

●先進事例の情報収集

●先進地等の研修

○協議会だよりの発行及びホームページによる情報の提供

●合併協議会の協議内容などについて、広く住民に情報を提供する

●協議会だよりは、毎月発行予定

●ホームページは、協議会毎の更新並びに、最新情報を掲載予定

○その他合併に関する必要事項

●国、県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する

●合併協定書の調印予定(平成16年2月)

\*原案のとおり可決されました  
議案第10号 平成15年度歳入歳出予算について

\*合併協議会の事業計画に基づ

き、必要な総額3千4百万1千円の予算が計上され、原案のとおり可決されました。

2市2町の負担する額は次のとおりです。

西条市 1千75万3千円、

東予市 6百91万6千円、

丹原町 3百95万9千円、

小松町 3百37万2千円の合計2千5百万円です。

残りの9百万1千円は、愛媛県補助金、平成14年度からの繰越金等を予定してあります。

## 継続協議事項

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い(その1)について

手数料については、住民の「二体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。

\*原案のとおり確認されました。

この協議で調整方針が確認された手数料は次のとおりです。

①税証明等の事務手数料

②火災類取扱い事務手数料

③消防関係事務手数料

④戸籍等関係事務手数料

⑤畜犬登録等関係事務手数料

⑥障害者控除対象者認定手数料

⑦農振法関係証明手数料

⑧鳥獣飼養許可等関係事務手数料

料

⑨事業所証明事務手数料

⑩耕作(金)証明等事務手数料

⑪優良宅地造成の認定手数料

⑫公営住宅等関係事務手数料

⑬屋外広告物許可等関係事務手数料

協議第12号 地域審議会の取扱いについて

\*2市2町の各地域に地域審議会を置くことについて、もう少し慎重に検討をする必要があり、継続協議となりました。

協議第13号 新市将来構想について

\*原案のとおり確認されました。

協議第14号 財産の取扱いについて

『2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産として全て新市に引き継ぐものとする。』という調整案が提案されました。

\*継続協議となりました。

協議第15号 地方税の取扱い(その2)について

『入湯税の導入、前納報奨金の算定基準、納税貯蓄組合等について』調整案が提案されました。

\*継続協議となりました。

協議第16号 一部事務組合等の取扱い(その1)について

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

\*継続協議となりました。

協議第16号 一部事務組合等の取扱い(その1)について

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

その1では、『道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、東予市・丹原町公共下水道事務組合、土地開発公社、株式会社西条産業情報支援センターの取扱いについて』調整案が提案されました。

\*継続協議となりました。

協議第16号 一部事務組合等の取扱い(その1)について

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

その1では、『道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、東予市・丹原町公共下水道事務組合、土地開発公社、株式会社西条産業情報支援センターの取扱いについて』調整案が提案されました。

\*継続協議となりました。

協議第16号 一部事務組合等の取扱い(その1)について

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとなります。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

その1では、『道前福祉衛生事務組合、周桑事務組合、東予市・丹原町公共下水道事務組合、土地開発公社、株式会社西条産業情報支援センターの取扱いについて』調整案が提案されました。

\*継続協議となりました。

協議第16号 一部事務組合等の取扱い(その1)について

## 株西条産業情報支援センターについて

西条市が一部出資し、商法の規定に基づき設立された株式会社の経営形態をとる法人で、通常「第3セクター」と呼ばれています。

株式会社西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。